

番号	1.
項目	特別支援学校の府への移管を行わないでください。
<p>(回答)</p> <p>大阪府、大阪市におきましては、大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現に向けた取組を進めることとしており、府市統合本部会議において、類似・重複している行政サービスの基本的方向性について検討がなされ、大阪府市統合本部事務局より平成 24 年 6 月 19 日に、類似・重複している行政サービス基本的方向性（案）が示されました。</p> <p>また、平成 26 年 4 月 18 日の第 23 回大阪府市統合本部会議において、「大阪市立の特別支援学校については、平成 28 年 4 月に大阪府へ移管するものとする」との方針が確認されました。</p> <p>この方針を踏まえ、大阪市においては、9 月 19 日の市会本会議において、大阪市立学校設置条例の改正案（市立特別支援学校の廃止）が可決されました。</p> <p>大阪府においても、9 月府議会に大阪府立学校条例の改正案（府立学校の設置）を提案し、10 月末に採決の予定となっています。</p> <p>教育委員会としましては、大阪府内の全ての特別支援学校、支援学校の広域自治体による一元化により、通学区域の柔軟な設定、専門性のある教職員の幅広い人材交流を行うこと等、特別支援教育の充実を図ってまいります。今後も本市がこれまで長年培ってまいりました、特別支援教育の取組を踏まえ、引き続き、円滑な移管に向け大阪府と協議してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9193 FAX：06-6202-7055

番号	2.
項目	<p>保護者の願い、要望を踏まえ、関係教職員の意見を広く聞き、2015年春に開校する「東淀川特別支援学校」、移転拡充する「難波特別支援学校」、大阪市立では初めての高等特別支援学校である「なにわ高等特別支援学校」の開設（整備）を行ってください。新設校の開校に際しては、教材等必要なものを、教職員に負担をかけることなく市教委の責任で整えてください。また、市教委の責任で、教室等の環境整備（清掃）や必要な備品等をそろえ、教育活動に支障が生じないようにしてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、特別支援学校の整備に向け、大阪市教育委員会内に事務局を持つ「大阪市立特別支援学校整備プロジェクト会議」を設置し、関係部局、小・中・高・特別支援学校の代表者、特別支援学校 PTA 代表者、学識経験者、障がい者職業訓練施設代表者の方々からの意見等を参考とし、平成 27 年度、「難波特別支援学校」の移転拡充及び、「東淀川特別支援学校」、「なにわ高等特別支援学校」の開校に向け、整備を進めています。</p> <p>また、教材・備品等については、関係先と連携し必要な整備を行います。</p>
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9193 FAX：06-6202-7055</p> <p>教育委員会事務局 総務部 施設設備課 電話：06-6208-9081 FAX：06-6202-7052</p>

番号	3.
項目	障がい児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的・機械的・画一的な人事異動を行わないでください。大阪市立で一校しかない視覚特別支援学校・聾学校（聴覚特別支援学校）・光陽特別支援学校病弱教育部門においては、特に配慮を行ってください。
<p>(回答)</p> <p>教職員の人事異動にあたっては、人事異動方針に基づき、同一校勤務の固定化を排除し、積極的な異動を行いたいと考えております。異動にあたっては、教職員の申告内容を参考としながら、校園長の意向を尊重して機械的・画一的な実施にならないよう進めてまいります。</p> <p>特別支援教育や特別な事情をもつ児童・生徒の教育への理解、意欲ならびに専門性をもつ優秀な人材を確保し、教職員組織の充実に努めております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 FAX：06-6202-7053

番号	4.
項目	教育をゆがめ、子どもを犠牲にし、公平性、公正性、納得性を持たない勤評・成績主義（「教職員の評価・育成システム」、「新人事考課制度」）を廃止してください。
	<p>(回答)</p> <p>「教職員の評価・育成システム」につきましては、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を一体的に図ることをめざして、大阪府が策定した教育委員会規則等に基づき実施しているところでございます。</p> <p>「人事考課制度」につきましては、職員の勤務意欲の向上・組織の活性化等を図り、市民サービスの向上に資するよう平成 18 年度から全市的に導入し、平成 25 年度からは大阪市職員基本条例に基づき、実施することとなりました。</p> <p>いずれの制度においても、引き続き、適切な運用に努めてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9028 FAX：06-6202-7053

番号	5.
項目	「指導が不適切である教員」問題については、客観性を十分に検証するとともに、現場教職員、子どもの声に真摯に耳を傾けて対応してください。
<p>(回答)</p> <p>指導が不適切である教員の対応につきましては、「教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則」に基づき、指導が不適切であると認定された教員に対して指導改善研修を実施しています。</p> <p>指導が不適切である教員の認定及び指導改善研修の決定につきましては、当該教員の日頃の勤務状況、他の教職員からの意見、児童等や保護者からの苦情等の情報、当該教員への指導・助言をふまえた校園長の申請や、授業観察等の客観的な記録のほか、当該教員自身の意見を聴取したうえで、外部有識者会議から聴取した意見をふまえて、教育委員会会議において行っております。</p> <p>指導が不適切である教員につきましては、引き続き規則に則り、適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9028 FAX：06-6202-7073

番号	6.
項目	スクールバス長時間乗車（片道乗車が60分を超え80分にも及んでいる）を解消してください。また、医的ケアを必要とする子どもたちの通学保障を行うとともに、学校待機などの保護者負担を解消してください。
<p>（回答）</p> <p>スクールバスにつきましては、49台を配車しております。</p> <p>各校におきましては、試走を行い、利用する幼児・児童・生徒の実情に応じたコースの変更、停留所の合理的設置等により、通学時間の短縮に努力しております。次年度につきましても、在籍数の増加に見合う増車を行う等、必要な対応に努めてまいりたいと考えます。</p> <p>今後は、平成27年には難波特別支援学校の移転拡充、東淀川特別支援学校の整備を進め、順次通学区域の見直しを図りながら、スクールバスによる長時間乗車の解消に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>肢体不自由特別支援学校において医的ケアを要する児童・生徒の通学に伴う送迎や付き添い、学校での待機等、日々児童・生徒が安心、安全に学校生活を送るために保護者にご協力いただいております。</p> <p>現在、送迎に係る交通費補填等につきましては、通学費として定められた基準で、自家用車利用が特別支援教育就学奨励費補助金の対象となっている他、市営交通機関無料乗車証を交付されている方の介護人に対し、特定区間の市営交通機関無料乗車証（介護人単独無料乗車証）が交付されており、その活用をいただいているところです。</p> <p>また、平成23年度から、肢体不自由特別支援学校において、医的ケアの状況からスクールバスへの乗車が困難な児童・生徒で、保護者がやむを得ない状況等により自家用車等での送迎が困難なケースの対応として、通学タクシーの試行的な運行を行っているところです。</p> <p>今後も、医的ケアを要する子ども達のより安全な通学について、通学タクシーの試行をすすめるとともに、引き続き、個々のケースに応じて適切な支援に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9018 FAX：06-6202-7055

番号	7.
項目	特別支援学校の慢性的教室不足を改善し、特別教室の普通教室への転用、圧縮学級（クラス定員を上回る詰め込み）の解消を図ってください。
<p>(回答)</p> <p>平成 22 年 11 月に策定された「大阪市立特別支援学校整備計画」に基づき、新校の開設行ってまいりました。平成 25 年は東住吉特別支援学校の開校、平成 27 年には難波特別支援学校の移転拡充、なにわ高等特別支援学校及び東淀川特別支援学校の整備を進め、教室不足を解消してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9018 FAX：06-6202-7055

番号	8.	
項目	<p>特別支援学校の施設・設備の改修を進めてください（全教室（特別教室を含む）へのエアコン設置、視覚特別支援学校寄宿舎への早急なエレベーターの設置、聾学校幼稚部、寄宿舎の改修・増築、肢体不自由特別支援学校の体育館・トイレへの空調設置、東住吉特別支援学校肢体不自由教育部門の廊下の改修・トイレの改修、知的障がい教育部門へのトイレの増設・老朽化した既存トイレの改修・洋式便器への改修、校内全ての上下水道の配管の点検改修など）。</p>	
<p>(回答)</p> <p>特別支援学校の施設等の改修につきましては、その状況に応じ、学校や関係先と連携を図りながら、必要な整備を行います。</p>		
担当	教育委員会事務局 総務部 施設設備課	電話：06-6208-9092 FAX：06-6202-7052

番号	9.
項目	聾学校の早期教育、視覚特別支援学校幼児教室・「通級教室」を市教委の責任で行い人員を配置してください。
<p>(回答)</p> <p>聴覚特別支援学校では聴覚障がい教育のセンター的機能を果たすために、0歳児から2歳児までを対象にした幼稚部入学前の早期からの教育相談及び、小・中学校に在籍する児童生徒の発音や言語の指導をする通級指導教室、補聴器の管理指導を行う補聴相談などを行っております。</p> <p>視覚特別支援学校では、平成3年2月にこぐま教室（保育相談教室）を開設し、早期からの子育て支援教室を行っております。また、点字の指導支援、学習時の配慮点や支援方法、補助具、単眼鏡を使用した訓練、視知覚訓練など、視覚特別支援学校がこれまで蓄積した教員の専門性やノウハウを生かした支援を行うなど特別支援学校のセンター的機能として、地域における視覚障がいのある幼児・児童・生徒の教育に対し指導助言を行っております。</p> <p>また、小・中学校の通常学級に在籍している児童・生徒が、通常学級でおおむね学習しながら、あわせて別の場で自立活動等の必要な指導を受ける通級指導教室につきましては、言語障がい、難聴、情緒障がい、発達障がいのある児童・生徒を対象に、現在、小学校14校、中学校2校、聴覚特別支援学校1校の計17校において指導を行っております。通級による指導の対象でない視覚障がいのある児童・生徒につきましては、本市では、視覚特別支援学校の教員が地域のセンター校としてケース相談や情報提供を行うなど、支援・相談の実施に努めております。</p> <p>聾学校の早期教育は、現行法制度上は就学前教育（0～2才児）が学校教育として位置づけられておらず、学級認可がなされていないため、大阪府教育委員会からの定数配当を受けておりませんので、極めて困難でございます。しかしながら、視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校における様々な実情を十分勘案し、別途、人的措置を講じてきたところであります。</p> <p>今後とも、実情に応じた措置を講じられるよう、大阪府教育委員会に要望してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9018 FAX：06-6202-7055</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 FAX：06-6202-7073</p>

番号	10.
項目	特別支援学校の学級編制は、標準法を守り、子どもたちの実態を踏まえて行ってください。また、実態に即した教職員加配を行ってください。
<p>(回答)</p> <p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、学級編制及び教員の配置につきましては、都道府県の教育委員会の示す基準に従って編制し、協議を経て決定することとなっています。</p> <p>大阪府教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数が年々増加している状況の中で、障がいも重度化・多様化していることを踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの実態をもとに障がい種別に応じた学級設置をすすめてまいりたいと考えており、大阪府教育委員会に対し、必要とする学級設置に応じた特別支援学級担任の適正な配置を強く要望し、協議してまいります。</p> <p>また、特別支援学校の府費負担教職員の定数につきましては、大阪府教育委員会が決定し、府下の市町村に配分されております。</p> <p>各学校の実態に応じた教職員の増員を行うことにつきましては、今後とも大阪府教育委員会に対して強く要望してまいりたいと考えています。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9018 FAX：06-6202-7055</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 FAX：06-6202-7073</p>

番号	11.
項目	知的（小・中・高等部）と肢体（小・中・高等部）の2つの部門を持つ東住吉特別支援学校に、養護教諭を最低4名配置してください。
<p>(回答)</p> <p>特別支援学校の教員数につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、大阪府教育委員会が決定し、府下の各市町村に配分しております。</p> <p>教職員数の増員については、今後とも大阪府に対して要望してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 FAX：06-6202-7073

番号	12.
項目	聴覚特別支援学校について、学校名称については、「ろう学校」の呼称に戻してください。
<p>(回答)</p> <p>学校教育法の一部改正「特別支援教育」の本格実施にともない、聾者のみならず難聴者も含めて「聴覚障がい」のある幼児・児童・生徒の指導に加え、教育相談や各校園への指導助言等、地域の特別支援学校としての取り組みを充実・発展させる観点から、21年度から聴覚特別支援学校と名称を変更しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9193 FAX：06-6202-7055

番号	13.
項目	子どもたちが将来、理想の「ろう」の大人像を思い描けるように、聴覚障がい者を聾学校などの教職員（幼稚部・寄宿舎・事務職員）に積極的に採用してください。
<p>(回答)</p> <p>聴覚障がいを有する方が教員採用試験を受験する際には、事前面談等によって受験者の聞こえの程度および希望する配慮事項を確認し、可能な配慮内容を事前提示した上で受験していただくことで、受験者が充分実力を発揮できるように配慮しているところがございます。</p> <p>なお、配慮規定については平成8年度試験の募集要項より明文化いたしましたが、過年度の聴覚障がい者に対する具体的な配慮については、実技および面接試験時の手話通訳の配置、面接時の筆談の実施を行っております。また、受験前に口頭で行われる説明事項については、文書化し、事前配布を行っております。なお、参考までに、視覚障がい者については昭和48年度より点字受験制度を設け、点字タイプ・点字板の使用、解答時間の延長（通常の1.5倍）を認めております。また、弱視者には拡大鏡の使用を認めたり、試験問題を2倍に拡大するなどの配慮を行っております。</p> <p>＊ 聴覚障がい者の受験配慮状況</p> <p>平成21年度 5名・・・小学校 特別支援学校（中学部・高等部共通 英語、美術）</p> <p>平成22年度 8名・・・特別支援学校（幼稚部・小学部共通、小学部） 特別支援学校（中学部・高等部共通 美術、英語）</p> <p>平成23年度 3名・・・特別支援学校（幼稚部・小学部共通） 特別支援学校（中学部・高等部共通 英語）</p> <p>平成24年度 2名・・・特別支援学校（小学部）、幼稚園・小学校共通</p> <p>平成25年度 4名・・・幼稚園・小学校共通、小学校、高等学校(保健体育) 特別支援学校（小学部）</p> <p>平成26年度 3名・・・幼稚園・小学校共通、中学校(理科) 特別支援学校（中学部・高等部共通 家庭）</p> <p>平成17年度策定の市政改革マニフェストにより、本市方針として一部職員以外につきましては、採用を凍結する方針が定められていますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 FAX：06-6202-7073

番号	14.
項目	<p>聾学校の校長、教頭について、他都道府県では実例があるにもかかわらず、大阪市ではろうの教師が就任した例がありません。資質と能力を備えたらう教師の登用について検討してください。</p>
<p>回答)</p> <p>本市の管理職選考試験については、聴覚障がい者であるかどうかにかかわらず、管理職としての資質と能力を備えた者を登用するべく選考を実施しております。</p> <p>聴覚障がいを有する方が管理職選考試験を受験する際には、事前面談等によって受験者の聞こえの程度および希望する配慮事項を確認し、可能な配慮内容を事前提示した上で受験していただくなど、受験者が充分実力を発揮できるように配慮してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123</p> <p>FAX：06-6202-7073</p>

番号	15.
項目	<p>聴覚障がい児がろうあ問題と手話について正しい理解を身につけるための「新しい教科」をろう学校の正科として設置するよう、国に強く働きかけてください。この面では大阪市立聾学校はわが国で最も先進的な取り組みの伝統を持っています。今後はさらにそれを発展させる立場で手話指導カリキュラムを聴力障がい者団体とともに研究できる体制を作ってください。また、そのための予算措置を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>聴覚障がい児にとりまして、手話は重要なコミュニケーション手段の1つであり、学校においても児童・生徒の実態や発達段階を考慮して、必要に応じて指導方法を工夫していかなければならないと考えております。</p> <p>「新しい教科」につきましては、皆様のご意向を大阪府、文部科学省に伝えておりますが、ご要望の趣旨は、学習指導要領に設けられております「自立活動」の内容として取り扱うことになっており、現在その形で指導されております。学校での実態を踏まえつつ今後の対応について検討してまいりたいと考えます。</p> <p>トータルコミュニケーションとして、児童・生徒の実態に即して指導している聴覚特別支援学校では「自立活動」の時間を中心に、手話と指文字の学習を行い、また普段の授業の中でも手話や指文字等を使ってコミュニケーションを図り、教育内容の充実に努めているところでございます。</p> <p>ご要望の件につきましては、学習指導要領を踏まえ、今後の研究課題であるととらえております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9193 FAX：06-6202-7055</p>

番号	16.
項目	<p>小、中学校の手話通訳派遣はろうあ会館が担当していますが、幼稚園、保育所、高校は別団体となっており、同じ児童、親に対して一貫した通訳保障ができていません。必要に応じて幼稚園から高校まで、同じ事業所から派遣できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>高等学校は、小学校・中学校に比べ、学校数が少なく、高等学全体として会合等の回数も少ないことから、各高等学校から相談があった場合に、状況に応じて個別に対応をしています。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 高等学校教育担当 電話：06-6208-9189 FAX：06-6202-7055</p>

番号	16.
項目	<p>小、中学校の手話通訳派遣はろうあ会館が担当していますが、幼稚園、保育所、高校は別団体となっており、同じ児童、親に対して一貫した通訳保障ができていません。必要に応じて幼稚園から高校まで、同じ事業所から派遣できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>現在、市立幼稚園及び市立保育所におきましては、手話通訳者の派遣はおこなっておらず、筆談や教員及び職員による手話通訳等により対応しております。</p>	
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 管理課（幼稚園運営企画） 電話：06-6208-8165 FAX：06-6202-6963</p> <p>教育委員会事務局 指導部 初等教育担当（幼稚園教育） 電話：06-6208-8173 FAX：06-6202-7055</p> <p>こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 電話：06-6208-8121 FAX：06-6202-9050</p>

番号	17.
項目	<p>2014年1月に大阪視覚障害者の生活を守る会が大阪市立視覚特別支援学校に対して同校の同窓会館の施設利用を申請したところ、「学校施設の目的外使用許可に該当しない」として突如拒否されました。これまで何ら問題を引き起こしたわけではありませんので、従来通り利用できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>1日以内の学校施設の目的外使用許可については、学校長の許可権限となっております。各学校においては、申請内容やこれまでの使用実態を踏まえ、学校施設の目的外使用許可にかかる審査基準に基づいて使用の可否の判断を行っております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9084 FAX：06-6202-7052</p>

番号	18.
項目	急増する特別支援学級在籍児童・生徒・障がいの種別や実態に見合った学級設置ならびに教職員配置を行ってください。
<p>(回答)</p> <p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、学級編制及び教員の配置につきましては、都道府県の教育委員会の示す基準に従って編制し、協議を経て決定することとなっています。</p> <p>大阪市教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数が年々増加している状況の中で、障がいも重度化・多様化していることを踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの実態をもとに障がい種別に応じた学級設置をすすめてまいりたいと考えており、大阪府教育委員会に対し、加配教員も含め、必要とする学級設置に応じた特別支援学級担任の適正な配置を強く要望し、協議してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123 FAX：06-6202-7073</p> <p>教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9193 FAX：06-6202-7055</p>

番号	19.
項目	特別支援教育補助員・教育活動支援員を全校に配置してください。
<p>(回答)</p> <p>特別支援学級に在籍する児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、大阪市教育委員会といたしましては、大阪府教育委員会に対して、まず特別支援学級担任の増員を強く要望しております。加えて、校内の支援体制だけでは対応が困難な学校へ特別支援教育補助員の配置を行っております。各校におきましては、校内体制を工夫していただき、特別支援学級担任の指示のもとに特別支援教育補助員が児童生徒の介助を行っている状況であります。</p> <p>また、通常学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒の学習活動を支援するため、各校からの申請を踏まえ、教育活動支援員の配置を行っております。</p> <p>特別支援教育補助員につきましては、小・中学校の特別支援学級に在籍する子どもの学校生活上の安全確保と個に応じた指導の充実のため、また、教育活動支援員につきましては、通常学級に在籍する発達障がい等のある子どもの学習活動を支援し、授業や学級経営が効果的に行えるよう、配置に努めてきているところです。</p> <p>本市財政事情が大変厳しい中、特別支援教育補助員ならびに教育活動支援員の活動範囲の拡大は困難な状況がありますが、その必要性は認識しており、中学校においては、平成25年度より2学期開始が早くなったことにより、8月25日から配置できるようにするとともに、平成26年度からは、小中学校の土曜授業においても年6回配置できるように配置日数を増やしており、適切な支援に向けて引き続き努力してまいりたいと考えます。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9193 FAX：06-6202-7055

番号	20.
項目	大阪市内の放課後等デイサービス事業所の療育内容等の実態を把握し、事業所都合による一方的な事業撤退等が起こらないよう必要な対策を講じてください。
<p>(回答)</p> <p>事業所の休止・廃止については、予定日から1箇月以上前に届け出が必要です。</p> <p>その際には、利用者の有無を確認し、利用者がある場合には次の事業所への引き継ぎ状況が分かる書類の提出も求め、引き継ぎがきちんとなされていることを確認しています。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520 FAX：06-6241-6608

番号	21. ①
項目	<p>放課後等デイサービスについて、市として以下の対策を講じてください。 送迎については、現在、一定条件下での車両送迎のみ加算されていますが、徒歩送迎についても加算が算定できるよう国に働きかけるとともに、市として予算措置を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>国の解釈においては、徒歩による送迎に、職員が付き添いした場合は、経費が生じていないため、加算を算定できないこととなっております。</p> <p>本市においても、送迎加算は、障がい者の場合と同様、車での送迎を前提としております。</p> <p>また、通所給付決定にかかる障がい児に対し、直接便益を向上させるものであって、保護者に支払いを求めることが適当であるものに限りに、保護者に金銭の支払いを求めることができるようになっております。</p> <p>送迎体制については、利用者支援が適切に行えるよう、各事業所がそれぞれの状況に応じて対応していただければと考えております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 FAX：06-6202-6962</p>

番号	21. ②
項目	<p>放課後等デイサービスについて、市として以下の対策を講じてください。</p> <p>① 2015年度より新設される特別支援学校（東淀川、難波）についても、送迎が円滑に行われるよう教育委員会として、スクールバスの調整や学校側連絡担当者を明らかにするなどの必要な対策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>新校につきましても、既存のスクールバスを運行している特別支援学校と同様に、送迎が円滑に行われるよう、思斉特別支援学校及び、現難波特別支援学校の担当者間にて情報交換を行うなど、安全、安心な登下校を含めた学校生活の充実に向けて、その準備に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9193</p> <p>FAX：06-6202-7055</p>

番号	21. ③
項目	<p>放課後等デイサービスについて、市として以下の対策を講じてください。</p> <p>② 学校行事などの都合により、事業所からの送迎がスムーズに行えない時があります。せめて学校で配布されるおたよりについては、必要に応じて事業所へも配布してもらえるよう、対策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>児童生徒の安全な登下校を保証するためにも、必要となる情報については、デイサービス事業所との契約者である保護者もしくは、各特別支援学校の管理職とも相談いただきながら進めていただきますよう、お願いいたします。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 電話：06-6208-9193</p> <p>FAX：06-6202-7055</p>

番号	22.	
項目	<p>東京パラリンピックに向け、候補選手がトレーニング場として長居・舞洲障がい者スポーツセンターを利用できるよう整備するとともに、ボウリング場や会議室など一般の障がい者が利用する施設についても拡充に向けた整備を行ってください。特に<u>長居障がい者スポーツセンターについては、建て替えを前提に、宿泊施設を併設して、災害時の障がい者の防災拠点に位置づけてください。</u>また、舞洲障がい者スポーツセンターについては、宿泊施設を障がい者スポーツの研修や支援学校の合宿、修学旅行などの観光拠点として存続を図り積極的に活用するとともに、その立地条件を生かし、日常的に障がい者がジョギングやフォーキングなどを楽しめるよう、施設・設備を拡充・整備してください。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>長居障がい者スポーツセンターの災害時における障がい者の防災拠点への位置づけに關しまして、本市におきましては、障がいがある方など、一般の災害時避難所では対応できない要援護者の避難生活の場を確保するため、福祉避難所の指定を進めているところであり、高齢者施設や障がい者施設を中心として、平成25年度末で合計238施設の指定が完了しており、更にこの取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>今後も、各施設の特徴に応じて福祉避難所としてどのような役割を担っていただくかなどについて、危機管理室及び各区を中心として検討を進め、要援護者支援の取組が進むよう努めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課	電話：06-6208-7380 FAX：06-6202-3776

番号	22.
項目	<p>東京パラリンピックに向け、候補選手がトレーニング場として長居・舞洲障がい者スポーツセンターを利用できるよう整備するとともに、ボウリング場や会議室など一般の障がい者が利用する施設についても拡充に向けた整備を行ってください。特に長居障がい者スポーツセンターについては、建て替えを前提に、宿泊施設を併設して、災害時の障がい者の防災拠点に位置づけてください。また、舞洲障がい者スポーツセンターについては、宿泊施設を障がい者スポーツの研修や支援学校の合宿、修学旅行などの観光拠点として存続を図り積極的に活用するとともに、その立地条件を活かし、日常的に障がい者がジョギングやウォーキングなどを楽しめるよう、施設・設備を拡充・整備してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>東京パラリンピックに向け、日本パラリンピック委員会から長居・舞洲障がい者スポーツセンターを合宿地等として要請がありましたら、できる限りの協力はしていきたいと考えています。</p> <p>長居障がい者スポーツセンターは、障がいのある方がいつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことで、障がい者の社会参加の機会を増やし、豊かな日常生活をおくっていただく目的で昭和 49 年に全国で初めて開設した、障がい者専用のスポーツ施設です。</p> <p>また、舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊施設は、重度の障がいのある方が安心して宿泊できるような設備や機能を備えており、スポーツ大会やスポーツ合宿、修学旅行、研修・会議、観光拠点などにご利用いただいています。効果的な運用を図りながら、多くの方にご利用いただけるよう努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p> <p style="text-align: right;">FAX：06-6202-7075</p>

番号	23.		
項目	バリアフリーの市営住宅を大幅に増設してください。		
<p>(回答)</p> <p>現在、新築する住戸については、高齢者や障がい者をはじめ、すべての方々が安全かつ安心して快適に生活できるように床段差の解消や、玄関・浴室・トイレへの手すりの設置などを行うとともに、共用部についても、階段や廊下への手すりの設置や福祉型エレベーターの設置を行うなど、高齢者や障がい者などに配慮した住戸建設を進めています。</p> <p>また、需給バランスを見ながら、車いす常用者向けの特別設計住宅の建設も福祉部局と連携して行っています。</p>			
担当	都市整備局 住宅部 建設課	(建設設計)	電話：06-6208-9243 FAX：06-6202-7075

番号	24.	
項目	住宅家賃減免制度を元どおり復活させてください。	
	<p>(回答)</p> <p>公営住宅の家賃は、その制度趣旨から、収入と住宅の規模・設備水準等に応じた応能応益家賃として、所得の低い方でも負担可能な低廉な家賃となっておりますが、世帯の収入が著しく低いなどの理由により家賃の全額負担が困難な場合に、応能応益家賃を補完するための福祉的配慮として、入居者からの申請に基づき、家賃の減免を行っております。</p> <p>平成 24 年 2 月の家賃減免認定分までは、政令月収 74,000 円以下の世帯を対象とし、政令月収を 10 段階に区分し、区分毎に家賃減免算定基礎額を定め、家賃減免算定基礎額に住宅係数を乗じて得た額と、各区分毎に定めた最低負担額を比較して、いずれか高い額を減免後家賃としておりました。</p> <p>しかしながら、現在の家賃福祉減免制度の適用を受けている世帯をみますと、同じ世帯収入でも収入の種類等によって家賃算定上の所得に大きな差が生じ、適用される家賃額が異なるという収入算定上の課題や、住宅の広さや設備水準等の便益が十分に反映されていないことなど、受益と負担の公平の観点からの課題がございました。</p> <p>そのため、平成 24 年 3 月以降における家賃減免認定分からは、収入の種類にかかわらず総収入をもとに家賃減免の適否を判断するよう改めるとともに、減免後家賃について、住宅の便益がより反映されるよう応能応益家賃に減額率を乗じて算定する方法に変更しております。</p> <p>なお、今回の制度改正に伴い家賃が上昇する世帯に対しましては、入居者の居住の安定に配慮して、急激に負担が上昇しないよう、段階的に負担を調整する経過措置（激変緩和措置）が適用されます。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 管理課	電話：06-6208-9262 FAX：06-6202-7063

番号	25.	
項目	住宅改造費助成制度の助成限度額を引き上げ、必要に応じて複数回使える制度に拡充してください。	
<p>(回答)</p> <p>本事業は、障がい者の方の在宅生活を支援することを目的に、厳しい財政状況の中、本市独自の事業として継続しているものであり、平成21年4月からは、非課税世帯より低かった課税世帯の助成上限額について、非課税世帯と同額となるよう引き上げを行い、制度の充実を図ったところです。現時点では、本市の厳しい財政状況から、助成額の拡充は困難であると考えております。</p> <p>なお、回数については、障がい者の方に公平な支援を行う観点から、原則として1回とさせていただきます。</p>		
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話：06-6208-8074 FAX：06-6202-6962

番号	26. ①	
項目	<p>市営住宅について障がい者が使いやすいよう、下記の措置を講じてください。</p> <p><u>旧タイプの中層市営住宅の一階を車椅子常用者向け住宅にしている場合、トイレに小判型便器を使用しているものが多く、そのままではシャワートイレが設置できません。</u></p> <p><u>住宅改修はできますが、手続きに1ヶ月以上かかり、それまでは元の住戸も含め家賃が二重払いとなってしまいます。</u>手が不自由なためシャワートイレは必需品です。元の住居が市営住宅の場合、新住居の工事完了までは新旧いずれかの家賃を免除してください。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>大阪市営住宅工作物設置等実施要綱別表に定める工作物設置等の規定のほか、身体に障がいがある等の他、居住の安定を図るために真にやむをえない事情があり住宅維持管理上支障がないと認められる場合について、工作物設置等（模様替及び工作物の設置）を認めております。承認等手続きにかかる事務処理については、通常、届出から約1～2週間程度となっております。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 保全整備課	電話：06-6208-9243 FAX：06-6202-7075

番号	26. ①
項目	<p>市営住宅について障がい者が使いやすいよう、下記の措置を講じてください。</p> <p>旧タイプの中層市営住宅の一階部分を車椅子常用者向け住宅にしている場合、トイレに小判型便器を使用している者が多く、そのままではシャワートイレが設置できません。<u>住宅改修はできますが、手続きに1ヶ月以上かかり、それまでは元の住居分も含め家賃が二重払いとなってしまいます。</u>手が不自由なためシャワートイレは必需品です。<u>元の住居が市営住宅の場合、新住居の工事完了までは新旧いずれかの家賃を免除して下さい。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>公営住宅の家賃は、その制度趣旨から、収入と住宅の規模・設備水準等に応じた応能応益家賃として、所得の低い方でも負担可能な低廉な家賃となっておりますが、世帯の収入が著しく低いなどの理由により家賃の全額負担が困難な場合には、応能応益家賃制度を補完するための福祉的配慮として、本市では、市営住宅家賃の減免について、「大阪市営住宅家賃の減免及び徴収猶予実施要綱」を定めており、入居者からの申請に基づき、家賃の減免を行っております。</p> <p>しかしながら、今回のように住宅改修の手続き期間にかかる家賃の二重払いに関しては市営住宅家賃減免及び徴収猶予の制度上、家賃を免除することはできません。</p> <p>また、本市では、入居前に住戸内を確認していただくことができないことを考慮し、入居手続完了後、住戸内の確認及び引越し準備期間として、鍵をお渡しした日から2週間、家賃を賦課しない期間を設けています。各入居者の方々には、その2週間の間に必要な入居準備や手続きをしていただくようお願いしております。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 電話：06-6208-9261 FAX：06-6202-7063

番号	26. ②
項目	市営住宅について障害者が使いやすいよう、下記の措置を講じてください。 シャワートイレの普及率は平成24年度で73.4%です。 <u>シャワートイレのつけられないような便器を障がい者用住宅に残すようなことはやめてください。</u>
<p>(回答)</p> <p>現在、新築する車いす常用者向けの特別設計住宅については、シャワートイレの取り付けに対応した便器を設置しております。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 建設課 (設備) 電話：06-6208-9386 FAX：06-6202-7075

番号	27.
項目	<p>重度障がい者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻してください。また、障がいの重度化を防ぎ、軽減・維持するために必要な医療（診察・治療・処方箋）については、中軽度の障がい者も制度対象に加えてください。訪問リハビリ・訪問看護も助成対象としてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、平成 16 年 11 月の大阪府の制度改正において、制度の持続可能性の観点から、1 医療機関ごとに入通院各 1 日当たり 500 円以内で、月 2 日を限度に一部自己負担額をご負担いただくこととなり、本市においても同様の制度改正を行ったところです。なお、月額 2,500 円の限度額を設定し、一部自己負担額が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。</p> <p>訪問看護利用料につきましては、医療費の 1 割を一部自己負担額としてご負担いただき、医療費本来の自己負担額から一部自己負担額を差し引いた額を助成しております。</p> <p>本市といたしましては、身体障がい者手帳 3 級の方にも対象範囲が拡大されるよう、従前から大阪府市長会を通じて、府へ要望を行っております。</p> <p>なお、国に対しましては、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っているところです。今後とも、国及び府に対しまして引き続き要望してまいりたいと考えております。</p>
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971 FAX：06-6202-4156</p>

番号	29.
項目	総合医療センターに手話通訳者を正職員で複数配置してください。
<p>(回答)</p> <p>病院での手話通訳は、医療用語や医療の知識が必要であることから、総合医療センターにおきましては、手話通訳のできる看護師を非常勤嘱託職員として平日・時間内は 1 名配置しており、不在の日がないように院内での手話通訳の要望に対応しております。</p>	
担当	病院局 総合医療センター 患者支援センター 電話：06-6929-3631

※病院局は、10月1日から地方独立行政法人大阪市民病院機構に移行しています。

番号	30.
項目	<p>高齢聴覚障がい者の再就職に関わる実態調査を実施し、具体的な支援を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、6つの地域障がい者就業・生活支援センターと、これを統括する中央センターにより、市内7地域で障がいのある方への就労支援を実施しているところです。(別紙参照)</p> <p>同センターでは、相談者の方が就労へとつながるよう、高齢聴覚障がい者の方はもちろんのこと、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課</p> <p>電話：06-6208-7994</p> <p>FAX：06-6202-7075</p>

番号	31.
項目	柔道整復師による医療保険の空請求、水増し請求、振り替え請求などの不正請求に関する実態把握に努め、法の遵守を求めています。
<p>(回答)</p> <p>柔道整復施術にかかる保険請求にあたっては、負傷内容や受療回数、請求金額について被保険者の方が確認したうえで申請書に署名したものを、整骨院等が各健康保険に提出することとなっています。</p> <p>このことから、被保険者の方が整骨院等で申し出た負傷内容や受療回数に対して、請求内容が適正なものであるか、平成 24 年度から専門知識を有する民間事業者に委託し、柔道整復施術に係る療養費支給申請書の内容点検事業を実施しています。点検の結果、請求誤りや不適正な請求であることが判明した場合は、整骨院等に費用の返還を求めています。</p> <p>また、必要に応じ、整骨院等に調査指導権限を持つ大阪府に報告を行うことで、適正な保険請求に向けた取り組みがなされるよう努めています。</p> <p>この他、被保険者の皆様に、柔道整復師における施術のうち、保険適用となるものは、打撲、捻挫、骨折などに対する施術に限られ、単なる肩こりや腰痛はその対象にならないことを、ホームページや医療費通知の同封ビラ等において、制度の周知を図っているところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967 FAX：06-6202-4156

番号	32. ①	
項目	市営交通機関の民営化は行わないでください。障がい者が安心して気がねなく利用するため公営交通機関として存続させてください。	
<p>(回答)</p> <p>市営地下鉄の民営化については、平成25年2月に大阪市として「地下鉄事業民営化基本方針(案)」を取りまとめ、議会で様々な議論がなされました。この議会での議論や指摘を踏まえて更なる検討を加え、5月8日に「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」を策定しました。</p> <p>「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」では、民営化後の安全・安心の確保や、地下鉄8号線など未着手の条例路線をはじめとする今後の大阪市の鉄道ネットワーク整備に関する方策を盛り込み、民営化に関する条例案について議会で議論をいただいておりますが、地下鉄事業の廃止に関する条例案につきましては、平成25年2月の上程以来、継続審査となっております。</p> <p>地下鉄事業の民営化は、自立した企業体として自らの経営責任のもとで、持続的にさらなる効率的な経営の推進や、お客さまへのスピーディーかつ柔軟なサービス展開を実現するとともに、地域経済の成長・発展にも貢献できるものと考えており、また、これまで「ひとにやさしい地下鉄」として先進的に取り組んできたバリアフリー施策については、民営化後においてもこれまで果たしてきた役割を「経営理念」の根本とし継承していくこととしております。</p>		
担当	交通局 民営化推進室(鉄道事業担当)	電話：06-6585-6135 FAX：06-6585-6127

番号	32. ②
項目	地下鉄ホームにおける転落防止のための可動式ホーム柵設置について、御堂筋線全駅への設置を必ず行ってください。また、御堂筋線を含め、すべての路線への設置計画を明らかにしてください。
<p>(回答)</p> <p>当局では、プラットホームからの転落や列車との接触事故の防止対策は重要な課題であると考えております。</p> <p>しかしながら、可動式ホーム柵の導入にあたっては、車両を決まった位置に停止させる方策や可動式ホーム柵の設置により狭くなる通路部の対策などの解決すべき課題があります。特に、お客さまのご利用の多い線区では、可動式ホーム柵の設置により階段横などの通路部が狭くなり混雑が助長されることや、車両扉に加えて柵扉を閉める際の安全確認に時間を要し混雑が増すと乗り降りに時間がかかり、さらに停車時間が延びるという悪循環に陥り、朝のラッシュ時などではお客さまをお運びできなくなること等が懸念されます。</p> <p>一方で御堂筋線は転落・接触事故が最も多い路線であることから、早急に対策を施すことが必要であると考え、中でも転落件数が最も多い天王寺駅と心斎橋駅に可動式ホーム柵を平成26年度中に導入することとしております。</p> <p>今後とも各課題の解決に向け検証を行うとともに、転落防止のためのさまざまな対策について引き続き検討してまいりたいと考えています。</p>	
担当	交通局 鉄道事業本部 鉄道統括部 鉄道統括課（鉄道バリアフリー企画） 電話：06-6585-6656 FAX：06-6585-6617

番号	32. ③
項目	車いすでもスロープ無しで自由に乗降できるホームに改善してください。緊急時対応や安全のためにホーム要員を配置してください。
<p>(回答)</p> <p>プラットホームと車両の段差や隙間につきましては、車両構造や列車の安全走行上、一定の寸法を確保する必要があり、さらなる段差解消は安全運行に支障をきたすこととなるため、現状以上の解消は困難であると考えています。</p> <p>なお、車いすなど自力での乗降が困難となる駅については、安全で円滑な乗降が行えるよう駅係員が乗降のお手伝いをさせていただきますので、ご遠慮なく駅係員にお申し付けください。</p>	
担当	交通局 鉄道事業本部 鉄道統括部 鉄道統括課 (鉄道バリアフリー企画) 電話：06-6585-6656 FAX：06-6585-6617

番号	32. ④ ⑤ ⑥
項目	<p>④地下鉄の音声や音による案内を充実させてください。</p> <p>⑤ホームの階段の位置が容易にわかるよう、いくつかの駅で設置されつつある音声案内を増やしてください。(淀屋橋駅や長居駅など)</p> <p>⑥有人改札口の位置が容易にわかるよう、いくつかの駅で設置されつつある音案内を増やしてください。特にホーム上に改札口がある駅を優先してください。(あびこ駅など)</p>
	<p>(回答)</p> <p>音声・音響による案内につきましては、「移動等円滑化基準」及び「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、トイレ及び地上出入口での音声誘導やホーム上での列車接近、車内での扉の開閉の音案内等の整備を行っています。</p> <p>改札やホーム階段部での音声案内につきましては、現在、障がい者施設が近傍にある肥後橋駅や谷町九丁目駅等で実証実験を実施しており、その結果を踏まえて検証してまいりたいと考えています。</p>
担当	<p>交通局 鉄道事業本部 鉄道統括部 鉄道統括課 (鉄道バリアフリー企画)</p> <p>電話：06-6585-6656</p> <p>FAX：06-6585-6617</p>

番号	32. ⑦
項目	扉が開いている間、チャイム音が鳴る新車両が増えつつあり、視覚障がい者の安全な乗り降りに役立っていますが、この設備を既存車両にも積極的に導入してください。
<p>(回答)</p> <p>既存車両の誘導音につきましては、出来る限り採用できるように努めており、平成26年度に大規模改造を行った御堂筋線と中央線の一部の車両で採用を開始しております。</p>	
担当	交通局 鉄道事業本部 車両部 車両課 電話：06-6585-6587 FAX：06-6585-6598

番号	32. ⑧
項目	弱視者が安心して地下鉄を利用できるよう、ホーム上の照明を暗くしないでください。 (例えば千日前線「なんば駅」ホーム上の発着案内用掲示板の下など)
<p>(回答)</p> <p>交通局では、国や関西広域連合からの節電要請を受け、平成23年度以降、大阪市の方針として節電に協力することとなり、お客さまの安全を確保するとともに利便性に配慮しながら様々な節電対策を実施しております。</p> <p>その中で、駅の照明の一部取り外しも行っておりますが、主に中階部において実施しており、乗降部、階段部、改札付近など照度低下によりお客さまの動向に支障を及ぼすおそれがあると考えられる箇所については除外しております。</p> <p>また、照明の一部取り外しを実施した後もお客さまが安全に地下鉄をご利用いただくため、JISによる駅舎の基準を満たすようにしておりますが、弱視の方などに対する基準は現在のところ定められていないことから、いただいたご意見に対してできる範囲で取り外した照明の位置変更や復灯などの対応を行っているのが現状です。</p>	
担当	交通局 鉄道事業本部 鉄道統括部 安全推進課 電話：06-6585-6643 FAX：06-6585-6617

番号	32. ⑨
項目	車内の緊急通報装置（SOS）ボタンを車椅子でも届く位置に設置してください。
<p>(回答)</p> <p>平成25年10月、谷町線の旧型車両の置き換え完了により、通報装置は概ね車椅子ご利用の方に操作していただける位置への設置となりました。</p>	
担当	交通局 鉄道事業本部 車両部 車両課 電話：06-6585-6587 FAX：06-6585-6598

番号	32. ⑩
項目	地下鉄京橋駅から J R ・京阪京橋駅までの乗換え通路を車いす利用者でも一般利用者と同様に雨にぬれることなく行き来できるようにエレベーターを設置してください。
<p>(回答)</p> <p>平成 16 年 4 月に京橋地区交通バリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅及び駅周辺の道路で一体的なバリアフリー化の実現に向けた取り組みが関係事業者により継続して進められているところです。</p> <p>京橋地区では、J R 京橋駅、京阪京橋駅、市営地下鉄京橋駅の 3 駅が立地することから、交通バリアフリー基本構想において、鉄道駅間の乗り換え経路についても主要な経路と位置付け、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設の整備を行うこととしています。</p> <p>ご要望にあります地下鉄京橋駅から J R ・京阪京橋駅までの乗り換え経路につきましては、基本構想策定時から、より安全で利便性の高いルート整備が望まれていましたが、既存の地下鉄京橋駅と京阪京橋駅間の地下通路につきましては、エレベーター等を新たに整備することは、大規模な改修となり現時点では実施が非常に困難であることや、地上についても、最短ルートは、歩道の幅が狭かったり自動車交通量が多く歩行者の通行が危険であるなどの理由により、多少の遠回りにはなりますが、安全な移動が確保できる経路を主要な経路として位置づけました。</p> <p>今後も、すべての人が安全で快適に移動できる「ユニバーサルデザインのまちづくり」の観点から、より安全で利便性の高い乗り換え経路が確保できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>都市計画局 開発調整部 開発誘導課 (まちづくり支援担当) 電話 : 06-6208-7855 FAX : 06-6231-3752</p> <p>都島区役所 総務課 (政策企画担当) 電話 : 06-6882-9989 FAX : 06-6352-4558</p>

番号	33.
項目	<p>大阪市バスを障がい者も利用しやすいよう改善してください。2012年以降、大阪市交通局ホームページでのバス時刻表検索が煩雑で、マウスが利用できない視覚障がい者にはたいへん使いづらくなりました。情報のアクセシビリティに配慮し改善を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>交通局ホームページにつきましては、高齢者及び障がいをお持ちの方を含め、誰もがご利用しやすいよう「大阪市ウェブアクセシビリティガイドライン」に基づいたホームページの作成、運営、管理に努めているところであり、音声読上げツールをご利用の方につきましても、効率よく目的のページにアクセスいただけるよう速やかにホームページの改修を行ってまいります。</p> <p>(具体には、すべてのページの先頭に「共通メニュー等をスキップして本文へリンクするプログラム」を埋め込み、音声読み上げツール利用者がリンクを利用すると、ページ内で提供されている情報の先頭に移動できるようにする。)</p> <p>今後も、高齢者及び障がいをお持ちの方を含め、誰もが使いやすいホームページの運営管理に努めてまいります。</p>	
担当	<p>交通局 経営管理本部 総務部 総務課 (広報) 電話：06-6585-6214 FAX：06-6582-7997</p>

番号	34.
項目	<p>高齢者の社会参加と生きがいを奪う敬老パス乗車券のチャージ料金制はやめ、これまで通りの制度に戻してください。合わせて、障がい者介護人付無料乗車券を有料化するようなことは絶対にしないでください。</p>
<p>(回答)</p> <p>敬老優待乗車証（敬老パス）交付制度につきましては、高齢者の方々に敬老の意を表するとともに、地域でのボランティア活動や友人たちとのふれあいなど、社会参加を促進し、元気でいつまでもご活躍いただくことを目的とした高齢者のいきがい施策としての制度です。</p> <p>本制度は創設から長年が経過していますが、その間の少子高齢化の進展や本市財政状況の厳しさが増すなど、本制度を取り巻く状況は大きく変化してきています。</p> <p>本制度は多くの高齢者の方が利用されており、高齢者の方のいきがいづくりや社会参加の促進に大きく貢献している重要な施策であることから、本市としては、今後とも制度を廃止することなく持続可能な制度として維持していくことが必要であると考えており、そのためには、受益と負担の適正化を図る観点から、一律の自己負担や利用額に応じた一部負担など、何らかのご負担を求めてまいりたいと考えており、平成24年7月に策定された市政改革プラン内の一つとして、平成25年度から利用者の方に一律年間3千円のご負担をいただくとともに、平成26年8月からはこれに加えて1回乗車毎に50円をご負担いただく方針が決定し、そのうち一律年間3千円のご負担については、平成25年3月29日に市会において条例案・予算案が可決され、1回乗車毎の50円のご負担については、平成26年3月14日に市会において条例案・予算案が可決され実施することとなったところです。</p> <p>敬老パス制度は、高齢者に敬意を表し、社会参加を促進することを目的として実施しており、生活支援を目的とした制度ではないこと、また、経済的な負担軽減を目的とした制度ではないことから、他のいきがい施策と同様に所得に関係なく一律の負担としているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 いきがい課</p> <p>電話：06-6208-8056</p> <p>FAX：06-6202-6964</p>

番号	34.
項目	<p>高齢者の社会参加と生きがいを奪う敬老パス乗車券のチャージ料金制はやめ、これまで通りの制度に戻してください。合わせて、<u>障がい者介護人付無料乗車券を有料化するようなことは絶対にしないでください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、障がいのある方々の社会参加の促進を図るため、障がいの程度等に応じて市営交通機関の無料乗車証等を交付しております。</p> <p>現時点では、障がいのある方々の介護人付無料乗車証を含めた、無料乗車証等の有料化については予定しておりません。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課</p> <p>電話：06-6208-8082</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	35.
項目	鶴見区の福祉バスは、電動車いすだけでなく普通の車いすでも折りたたまないと乗れません。(現状ではとても福祉バスとはいえません) 車椅子でも気兼ねなく乗れるようにしてください。本数を増やして運行時間もせめて午後6時過ぎまで延長してください。
<p>(回答)</p> <p>鶴見区役所では、平成25年4月1日より、高齢者や障がいのある人などの外出を支援し、買い物、通院、区役所での手続き、鶴見緑地の散策などにお使いいただく福祉バス事業を開始し、多くの区民の皆さんにご利用いただくため、広報紙や区ホームページ等を活用し、事業周知に努めています。その結果、平成25年度は16000人、平成26年度は4～8月の間に9000人を超す方にご利用いただいています。</p> <p>これまでの間、利用者の皆さんに対するアンケートを実施するとともに、利用状況の検証等を行っています。同時に、無作為抽出の区民1500名の皆さんを対象に、区民アンケートを実施し、広く区民の皆さんのご意見等を聴取しています。これらの結果を踏まえ、区民ニーズに応じたバス事業を展開していきたいと考えています。</p> <p>現在、普通の車いすでのご利用の場合、運転手が介助しご乗車いただいています。電動車いすでのご利用の場合、現在の運行ルートでは、公道上に乗降場所を設けていることから、車体後部にリフトのあるバスを運行した場合、後部のリフトには道路上から乗降していただくことになってしまいます。その場合、車いすで歩道から車道に降りていただき、車が往来している場所での乗降となり、非常に危険が伴うことから、当区が使用しているバスは、後部にリフトのないものとしているところです。ご理解たまわりますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、運行時間につきましては、現在の最終便(午後4時台)の乗降者数が極めて少なく、また、赤バスが走行していた期間においても、午後6時台の赤バスは乗降者数が少なく、当時間帯のバスが廃止された経過などを踏まえ、現行よりも遅い時間帯に本数を増やす予定はありません。</p>	
担当	鶴見区役所 総務課(総合企画) 電話:06-6915-9683 FAX:06-6913-6235

番号	36.
項目	<p>利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、<u>大阪市独自の支援策を講じてください。</u>また、「日払い方式」、「常勤換算」を柱とした、障害者総合支援法の廃止を強く国に要望してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>自立支援給付における利用者負担については、利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されています。</p> <p>この応能負担は、全国共通のものとして設定されるべきものと考えており、利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等様々な減免措置が設けられています。</p> <p>今後も各減免措置を十分活用していただきたいと考えております。</p> <p>軽減措置につきましては、国に対し利用者の十分な状況把握を行ったうえ、今後も実費負担の軽減措置等を速やかに講ずるよう要望するとともに、食費等に対する軽減措置である食事提供体制加算の経過措置については、他の経過措置とともに、引き続き適切な負担軽減措置を講じるよう要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	36.		
項目	<p>利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自の支援策を講じてください。<u>また、「日払い方式」、「常勤換算」を柱とした、障害者総合支援法の廃止を強く国に要望してください。</u></p>		
<p>(回答)</p> <p>平成25年4月から「障害者総合支援法」が施行されていますが、同法施行後3年後を目途として検討される内容も含めて、障がいのある方が必要なサービスを安心して利用できる恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう、引き続き国への働きかけを行ってまいります。</p>			
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話：06-6208-8071 FAX：06-6202-6962	

番号	37.
項目	<p>支給決定においては、障がい支援区分は勘案事項であるという原則を遵守し、利用者の希望に応じた支給決定を行ってください。特に、特別支援学校卒業生が就労継続支援B型事業を希望する場合、アセスメントを受けなくても本人が希望するサービスの支給決定を行ってください。また、骨格提言に沿った支給決定の仕組みとなるよう、国に要望してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい福祉サービスの支給決定にあたりましては、障がい支援区分のほか、介護者の状況、居住の状況など障がい者の様々な状況についてきめ細かに確認するとともに、サービス利用の意向に基づきサービス利用計画案を作成し、それらを総合的に勘案したうえで適切な支給決定を行うこととしております。</p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、就労継続支援B型事業の利用を希望する者で、就労経験や年齢等の本事業の対象者要件に該当しない場合は、「就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む。）した結果、本事業の利用が適当と判断」されることが必要となります。</p> <p>今後も本人の生活実態や障がいの状況を考慮し、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 FAX：06-6202-6962</p>

番号	38.		
項目	利用の足かせになっている障がい支援区分による居宅支援基準を撤廃して、一人ひとりの支援に必要な時間が支給決定できるようにしてください。当面、基準枠外の非定型支給量の判断を区役所で行えるようにしてください。		
<p>(回答)</p> <p>居宅介護等の訪問系サービスについては、支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めております。</p> <p>また、障がい支援区分が、障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を段階的に区分していることに鑑み、障がい支援区分を勘案した支給決定基準としております。</p> <p>支給決定基準と異なる支給決定を行う場合についても、支給決定案について本市全体において公平かつ適正なものとするため、区役所と福祉局障がい支援課との協議を行い、障がい支援区分認定審査会の意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を定めるものとしております。</p>			
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話：06-6208-8076	FAX：06-6202-6962

番号	39.
項目	障がい福祉サービスについて、十分な職員配置を行い円滑な運営が行えるよう、報酬単価の大幅な引き上げを国に強く要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。
<p>(回答)</p> <p>本市といたしましては、障がい福祉サービス等事業者が安定した事業運営が図られるよう、国に対して平成 27 年度における報酬改定において十分な報酬単価の設定となるよう引き続き要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 FAX：06-6202-6962

番号	40.
項目	2015年度の報酬単価の見直しにおいては、「食事提供加算」、「送迎加算」等を継続し、更なる充実を行うよう国に強く要望してください。
<p>(回答)</p> <p>本市といたしましては、障がい福祉サービス等事業者が安定した事業運営が図られるよう、国に対して平成27年度における報酬改定において、各種加算の充実とともに十分な報酬単価の設定となるよう要望しております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 FAX：06-6202-6962

番号	41. ①②
項目	<p>①障がいのある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。</p> <p>②ガイドヘルパーの確保に向けて早朝加算等の加算制度を大阪市独自に講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>移動支援事業は障がい者の社会参加や地域生活において必要不可欠な支援であり、障害者総合支援法で法定給付として明確に位置づけて実施することが重要であると考えております。</p> <p>今後とも国に対し、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を要望するとともに、障がいのある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置を講じるよう要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	41. ③
項目	<p>ホーム利用者の通院援助に移動支援のヘルパー利用ができるようにホーム利用者に対する算定を認めてください。現状の通院援助によるヘルパー利用は慢性疾患の定期通院のみで利用制限があります。突発的な病気や怪我をしたときには利用できません。ホーム職員が通院支援する場合はマンツーマンの対応が必要であり、職員体制を確保することは困難な状況です。</p>
<p>(回答)</p> <p>グループホームにかかる通院介助については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うこととなりますが、平成19年度から慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月2回まで利用が可能となりました。</p> <p>本市といたしましては、グループホームが安定的かつ継続的に運営できるよう、財政支援や職員配置基準等の制度の見直しについて国に対して要望しております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076 FAX：06-6202-6962</p>

番号	42.
項目	<p>現行制度における介護保険対象となった障がい者に対して、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行ってください。また、介護保険制度利用を余儀なくされた者については、障がい者施策と同様に住民税非課税世帯の利用料を無料としてください。とりわけ、介護保険の訪問介護とは質の違う重度訪問介護はもちろん、生活介護や短期入所などの施設利用も、希望すれば特別な理由がない限りいまままで利用していた障がい者対象の施設が利用できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は、国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています</p> <p>本市においては、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービス支給量が介護保険法の保険給付だけでは十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて介護保険法による保険給付に加えて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076 FAX：06-6202-6962</p>

番号	42.
項目	<p>現行制度における介護保険対象となった障がい者に対して、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行ってください。また、介護保険制度利用を余儀なくされた者については、障がい者施策と同様に住民税非課税世帯の利用料を無料としてください。とりわけ、介護保険の訪問介護とは質の違う重度訪問介護はもちろん、生活介護や短期入所などの施設利用も、希望すれば特別な理由がない限りいまままで利用していた障がい者対象の施設が利用できるようにしてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は、国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>介護保険サービスを利用するにあたっては、利用料として、サービスに係る費用の1割を負担いただいておりますが、この1割負担が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とする等、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう配慮されています。</p> <p>また医療保険における世帯単位で1年間の介護保険及び医療保険の利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しています。</p> <p>加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p>
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ）電話：06-6208-8059 FAX：06-6202-7075</p>

番号	43.
項目	<p>入院時のホームヘルパー派遣が認められるよう国に強く要望するとともに、大阪市としてそれに見合う支援策を講じてください。また大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の利用対象条件の緩和を早急に行ってください。またろう高齢者が入院した場合、介護保険でのヘルパー派遣ができず病院内でコミュニケーションがとれず孤立してしまい治療にも支障が出ます。聴覚障がい者に対応できるヘルパーの病院派遣を認めてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>ホームヘルプサービス事業は、居宅における日常生活の家事、介護や外出の介助を提供し、住み慣れた地域での生活を支援する目的で実施しています。入院中の方につきましては、国からの通知で病院内の移動等の介助は基本的に院内スタッフにより対応されるべきと定められています。</p> <p>大阪市では、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成 20 年 10 月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しております。</p> <p>平成 26 年 4 月からは、これまで障がい支援区分 6 の方に限られていた対象者を見直し、障がい支援区分が区分 6 以外の方であっても、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者要件に該当し、本事業による支援が必要と認められる場合には対象者とするよう制度の充実を図っております。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076 FAX：06-6202-6962</p>

番号	45.		
項目	現在国で検討されている地域生活支援拠点（障がい児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想）について、大阪市としてどのように整備していく考えかを示してください。		
<p>(回答)</p> <p>国は、第4期障がい福祉計画の策定にかかる指針において、目標設定の1つとして、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することとされています。</p> <p>本市においても国の指針に基づき、現在策定中の第4期大阪市障がい福祉計画において目標設定を行うとともに、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備も含めた拠点の整備について検討を進めていきます。</p>			
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話：06-6208-8071	FAX：06-6202-6962

番号	46.
項目	知的障がい者成人施設の増設を行ってください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市においては、現在、新たな障がい者支援施設を整備する予定はありません。</p> <p>また、本市では施設から地域生活への移行の推進に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、障がいのある人が可能な限り施設に入所することなく、地域で安心して生活続けることができるよう、地域移行や地域定着等の支援の充実を図ってまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8078 FAX：06-6202-6962

番号	47.
項目	<p>グループホームの新規開設で、介護度の高い利用者が安心して生活できるよう設備整備に向けて、土地購入費、建物建設費及び購入費、初度調弁費、建物改築費、消防設備設置費等の補助について、補助額及び適用箇所数を拡充してください。またスプリンクラーの設置について、国が設けている補助基準以外に、大阪市として独自補助を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、障がい者の地域生活にとって重要な社会資源であるグループホームの整備を促進するため、社会福祉法人等非営利を目的とする法人が、市内で新規に整備を行う障がい者グループホームに対し、国の社会福祉施設等施設整備費補助の対象外の整備について、整備費・設備整備費補助を行っております。</p> <p>スプリンクラーにつきましては、円滑な設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じるよう国に対して引き続き要望してまいります。</p> <p>今後とも引き続き、グループホームの整備促進に努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 FAX：06-6202-6962</p>

番号	48. ①②③
項目	<p>グループホーム等、24時間支援を行っている事業所に対する支援策を講じてください。</p> <p>① 国はグループホームの報酬単価について、65歳以上または障がい支援区分4以上で日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づき提供する支援について日中支援体制加算（I）を創設しました。しかし、加算対象は平日のみであること、単価も利用者2人目から半額となるなど十分なものではありません。重度や高齢の方が安心して生活できるように、日中支援が安定的に行えるよう国に要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。</p> <p>② 土曜日・日曜日・祝日や災害等による日中支援事業所の休業時や自身の急病等により、利用者が日中をホームで過ごす必要がある場合等、グループホームにおいて十分な支援が行えるよう、現行制度の拡充を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の加算・補助制度等の支援策を講じてください。</p> <p>③ グループホームの一元化に伴い、夜間支援体制加算が再編成されました。しかし、障がい支援区分を算定基準にせず、支援対象者の人数のみで算定するなど到底重度や高齢の利用者の支援が十分できる内容ではありません。必要な職員の配置が行えるよう制度の拡充を国に強く要望してください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>グループホームの一元化に伴い、日中及び夜間支援については、その支援体制や医療連携体制等の評価の見直しが行われるなど一定の改善が図られております。</p> <p>本市としましては、平成27年度の報酬改定において、グループホームが利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、適正な報酬単価の設定とともに、安定的かつ継続的に運営できるよう、十分な財政支援や職員配置基準等制度の見直しについて、引き続き国に要望してまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 FAX：06-6202-6962</p>

番号	49. ①
項目	<p>障がい児生活施設について以下のことを実現してください。</p> <p>児童福祉法の理念に基づき、障がい児施設への契約導入をやめ、措置費制度に戻すよう国に強く要望してください。当面現員払い制度を定員払い制度にもどすことを早急に求めてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として平成 18 年 10 月に障がい児施設給付費制度が導入されました。</p> <p>しかし、「保護者が不在で利用契約の締結が困難な場合」、「保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合」、「保護者の虐待等の場合」など措置が必要な障がい児には、引き続き措置制度での入所を行っております。</p> <p>施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置については、引き続き国に対して要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	49. ②
項目	<p>障がい児生活施設について以下のことを実現してください。</p> <p>障がい児入所施設における職員配置基準や施設最低基準などの大幅な改善・拡充を強く国に要望してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成24年度の障がい福祉サービス等報酬改定については、「福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映」及び「障がい児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化」の2つの基本的考え方の下で行われたところであり、その中で、障がい児入所支援に係る報酬については、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、従来の障がい種別の施設と同等の支援の水準を確保しつつ、障がい種別に応じた報酬単価が設定されています。</p> <p>施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置については、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	49. ③
項目	<p>障がい児生活施設について以下のことを実現してください。</p> <p>職員を募集しても応募がない、採用してもすぐ退職するなど必要な人員が安定的に確保できない状況を改善するため、市として人件費補助制度を設けるなど実効ある措置を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>児童福祉法による障がい児入所施設の職員配置や報酬の基準等については、良好な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができる適切な報酬単価に改善を行うよう、引き続き国に対して要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	49. ④
項目	<p>障がい児生活施設について以下のことを実現してください。</p> <p>年齢を超過した障がい者の進路指導について、適切かつ丁寧に行えるよう、市として専任職員を市内4施設すべてに配置してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、平成26年8月から「障がい児入所施設療育機能強化事業」として18歳以上入所者（加齢児）が多く在所する福祉型障がい児入所施設にコーディネーターを配置し、施設と連携しながら加齢児の地域移行の促進により一層努めてまいります。</p> <p>施設における加齢児の割合は大きく、一定の期間をかけて着実に取組を進め、入所が必要な児童に対して、施設が専門的な療育をより適切に実施して頂けるように努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	49. ⑤
項目	<p>障がい児生活施設について以下のことを実現してください。</p> <p>看護師・臨床心理士などの専門職員の複数配置を強く国に要望し、市としての加配措置を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>国に対して、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう、要望してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	49. ⑥
項目	<p>障がい児生活施設について以下のことを実現してください。</p> <p>虐待児受け入れ加算（1年間）についても職員が正規で配置されるよう国に要望してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成 24 年度の障がい福祉サービス等報酬改定については、「福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映」及び「障がい児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化」の2つの基本的考え方の下で行われたところであり、その中で、障がい児入所支援に係る報酬については、障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、従来の障がい種別の施設と同等の支援の水準を確保しつつ、障がい種別に応じた報酬単価が設定されています。</p> <p>また、新たな加算として、虐待を受けた児童への支援方法に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアについて、小規模グループケア加算が報酬上評価されているところです。</p> <p>本市においても、措置により入所している被虐待児に対し、よりきめ細やかな支援が行えるよう、引き続き、「障がい入所施設等被虐待児受入加算費」（1年間）の支給を行っております。</p> <p>施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置については、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	49. ⑦
項目	<p>障がい児生活施設について以下のことを実現してください。 障がい児施設の一元化を安易に進めないでください。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成 24 年 4 月における児童福祉法の改正により、障がい児入所施設については、障がいの重複化を踏まえ、複数の障がいに対応できるよう再編されています。</p> <p>また、障がい児入所支援に係る報酬については、従来、障がい種別ごとに分かれていた施設体系を一元化し、障がい種別に応じた報酬が設定されています。</p> <p>児童福祉法による障がい児入所支援の職員配置や報酬の基準等については、今後とも、安定した事業運営が確保できるよう、国に対して必要な要望をしております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 FAX：06-6202-6962</p>

番号	50.		
項目	障がい児施設での処遇の低下、衛生面での問題を引き起こしかねない水道料金の福祉減免制度を復活してください。		
<p>(回答)</p> <p>社会福祉施設に対する上下水道料金の減免制度については、高齢者世帯等への減免制度にあわせて、昭和 48 年 4 月から水道料金、昭和 52 年 4 月から下水道使用料について制度を設け、減免を実施しておりました。当初は水道料金、下水道使用料ともに一般会計の負担（税金）により実施しておりましたが、昭和 60 年 4 月からは水道事業会計及び下水道事業会計の負担で継続しておりました。</p> <p>その後、平成 24 年 7 月策定の市政改革プランに基づき、受益と負担の明確化など「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し・再構築」を行っていくこととし、社会福祉施設の上下水道料金の減免制度については、世帯に対する減免制度の廃止に準じて廃止しました。なお、廃止にあたりましては、パブリック・コメントや市会での議論なども踏まえ、関係局における福祉施策の充実に取り組むとともに、各施設法人の運営・経営の影響を少しでも軽減するため、平成 25 年度に激変緩和措置を実施したうえで、平成 26 年 4 月から廃止しました。</p> <p>現下の厳しい財政状況の中、市政改革プランの趣旨からも、社会福祉施設の上下水道料金の減免制度の復活は困難であります。今後とも、都市基盤の機能拡充に努め、安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、将来にわたる本市水道事業・下水道事業の持続性が確保できるよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>			
担当	水道局 総務部 お客さまサービス課 企画担当	電話： 06-6616-5474 FAX：06-6616-5479	
	建設局 総務部 経理課 業務担当	電話： 06-6615-7545 FAX：06-6615-7575	

番号	51. ①②③
項目	<p>短期入所（ショートステイ）事業が、利用者の実態に即したものとなるよう、大阪市独自の支援策を講じてください。</p> <p>①短期入所を必要なときいつでも利用できるよう設置個所を増やすための抜本的な対策を講じてください。その一環としてグループホーム整備費及び設備整備費と同様の補助金制度を創設してください。</p> <p>②緊急時に利用できるように、空床を緊急枠として確保することへの補助制度を創設してください。</p> <p>③各行政区に利用相談・申し込み及び空き情報を共有する窓口を設けて、緊急度の高い人についての利用調整も含め、一連の手続き等がスムーズに行えるよう支援策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>短期入所の利用を希望する人が、必要なときに利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であるため、国に対し報酬単価改定を含む制度の見直し等を引き続き働きかけてまいります。</p> <p>また、必要な時に円滑に利用できるよう、サービスにかかる情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	52.
項目	<p>移動支援について福祉サービスの併用禁止や通勤・通学・日中活動の場に移動する際の利用禁止などの支給制限をなくし、必要なサービスを自由に利用できるようにしてください。また、移動支援事業の利用対象範囲を拡大し、利用時間制限を撤廃するとともに、通院への利用を制限しないでください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。</p> <p>福祉サービス事業所への通所など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により福祉サービス事業所への通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。</p> <p>また、医療機関への通院につきましては、居宅介護事業における通院等介助での対応が可能です。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076 FAX：06-6202-6962</p>

番号	53.
項目	<p>地域活動支援センターは、他事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障がい当事者にとってなくてはならない存在です。委託料については、生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げてください。また委託料の算定について、各障がいの特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については出席扱いする、年間の平均利用者で委託費を決定するなど、実態に即したものとしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域活動支援センター事業（活動支援A型）の委託料については、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。</p> <p>また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8074 FAX：06-6202-6962</p>

番号	54. ①②③
項目	<p>日常生活用具を拡充してください。</p> <p>① I H 台所用機器を肢体障がい者にも、安全に障がいを配慮した日常生活用具として認めてください。</p> <p>② 上肢に障がいがなくとも、(医師が認めるなど) 必要な場合は電動車いすの支給を認めてください。</p> <p>③ 情報不足を補い、社会参加を促進するために、パソコンを日常生活用具として復活させてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>日常生活用具の給付については、地域生活支援事業への移行にあたり、国において用具の定義が次の3点の要件をすべて満たすものとされており、本市ではこの定義を踏まえながら、支給品目の設定を行っているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。 ・日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するもの。 ・製作や改良、開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。 <p>本市では、電磁調理器の給付につきましては、日常生活を営むうえでより制限が多いと考えられる重度の視覚障がい又は知的障がいのある、単身もしくはこれに準じる世帯の方を給付対象としております。</p> <p>また、電動車椅子は「補装具」の品目になりますが、重度の下肢障がいのある方の場合、「電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できないもの」という観点から、上肢に何らかの障がいのある方、具体的には手帳に上肢障がい 7 級以上の記載があることを条件としています。</p> <p>パソコンにつきましては、その利便性から障がいのある方についても日常生活での様々なバリアを解消する一助になっている点は認識しておりますが、近年における職場や各家庭への普及状況等から日常生活用具の要件全てを満たすものとは考えにくく、国と同様に平成 18 年 10 月に給付品目の見直しを行ったところです。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7993</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	55.	
項目	視覚障がい者の自立に必要な訓練ができるよう、視覚障がい者生活訓練施設に対し大阪市独自に職員を加配してください。また、視覚・聴覚障がい者が生活する施設について国に対し、視覚・聴覚言語障がい支援加算を増額するよう、要望してください。	
<p>(回答案)</p> <p>自立訓練事業の人員配置基準および報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。</p> <p>本市としましては、利用者によりよい支援の提供が可能となるよう、安定的な運営に向けた報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。</p>		
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話：06-6208-8245 FAX：06-6202-6962

番号	56.	
項目	視覚障がい者への情報提供サービスが後退しないよう、情報文化センターに対する大阪市の職員加配を復活してください。	
<p>(回答)</p> <p>日本ライトハウス情報文化センターは、点字図書や点字刊行物の貸し出しをはじめ、様々な情報提供、ボランティアの養成等を通じ、視覚障がいのある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っているものと認識しており、その運営につきましては従前から「点字図書館運営補助」として基本的なセンターの運営経費について、国 1/2、大阪市 1/2 の割合で、点字図書館運営補助を行っております。</p> <p>本市では、補助金等につきましては、その必要性、妥当性、有効性、公平性について一層精査することとし、市政改革プランに基づき、団体運営補助については原則廃止、施設運営補助については原則補助率上限 1/2 の徹底を図ることといたしました。</p> <p>「点字図書館運営補助」につきましては、検討の結果、本市単独補助 1 名分につきましては、経過措置を設けて廃止し、平成 25 年度から補助率を上限 1/2 に設定したところ です。</p>		
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話：06-6208-8072 FAX：06-6202-6962

番号	57. ①
項目	手話通訳者派遣事業、ろうあ者生活相談事業、中途失明者訪問指導事業に予算を拡充してください。
<p>(回答)</p> <p>当該事業の予算の拡充につきましては、各事業が障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けされている事業であり、聴覚・言語に障がいのある方々の日常生活に必要なコミュニケーションの確保、また、中途失明者を含む身体障がい者が日常生活を営むうえで障がいの特性に応じた支援や訓練を行っていく必要があることから事業の重要性は十分認識しており、所要の財源確保に引き続き努力してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081 FAX：06-6202-6962

番号	57. ③
項目	<p>「手話通訳派遣事業」「中途失明者訪問指導事業」に係るプロポーザル方式による事業者選定はやめてください。手話通訳は金額だけではなく、通訳者の専門性、ろう者に対する知識や経験などさまざまなものがあり、入札形式では専門性が反映されません。</p>
<p>(回答)</p> <p>業務内容が専門的であり継続性が要求される業務などについては、事業者選定の仕方、契約手法を慎重に考えていく必要があります。</p> <p>また、これまで特名随意契約など特定の事業者と契約していた事業については、今日に至っては複数の事業者が実施可能となっている場合もございます。</p> <p>本市としましては、市民や業務に従事する皆様にご理解を頂こうえで、社会情勢の変化に対応した適切な契約手法を選択していく必要があることから、業務の特性を十分把握しながら事業を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、今後とも円滑な事業実施が行えるよう適正な予算措置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p> <p>FAX：06-6202-6962</p>

番号	57. ⑥
項目	手話奉仕員養成講座の講師養成の経費を予算化してください。
<p>(回答)</p> <p>手話奉仕員養成講座の講師については、現在、委託事業者において手話技術や手話通訳経験を有し、手話奉仕員養成の講師経験のある者を確保のうえ実施するように、業務委託仕様書に定めております。</p> <p>奉仕員養成講座に関しましては、今後とも効果的なものとなるよう事業実施に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081 FAX：06-6202-6962

番号	57. ⑦
項目	<p>コミュニケーション支援について、大阪市が担う重大な事業、とりわけろう者の生命財産にかかる内容の説明や講習には、内容的にレベルのあった通訳ができる者、通訳の資格を持った通訳者が派遣できるよう市が責任を持ってください。(東日本大震災の瓦礫焼却事業の説明会など、重大な内容の通訳には高いスキルをもった通訳者が求められます。)</p>
<p>(回答)</p> <p>コミュニケーション支援については、聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、登録手話通訳者の派遣や専任手話通訳者による生活相談業務を行っております。</p> <p>とりわけ、生活相談業務につきましては、手話通訳士の国家資格を持つ手話通訳者を配置し、生命財産等にかかる高度で専門的な相談に対応が可能なよう配慮を行っております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p> <p style="text-align: right;">FAX：06-6202-6962</p>

番号	57. ⑧
項目	<p>ろう高齢者が地域のデイサービスやショートステイを利用したくても、コミュニケーションの問題がありなかなか利用できません。ろう高齢者が地域のデイサービスに集まれる曜日を設けるなど、制度や施設を利用するための特別の配慮が講じられるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険サービスは、サービス事業者との契約により利用する制度となっています。特別な配慮が必要な場合は、個々にサービス事業者と十分相談することが必要となります。</p> <p>なお、障がい福祉サービスと介護保険サービスの適用関係については、国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、本市においては、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法の保険給付では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (保険給付グループ) 電話：06-6208-8059 FAX：06-6202-7075</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076 FAX：06-6202-6962</p>

番号	59. ①		
項目	指定特定相談支援におけるサービス等利用計画作成等は、一般相談支援等と同様に単にサービス等利用計画作成にとどまらず多様な支援・活動を必要としていることから、その実態に即した財政措置を講じてください。		
<p>(回答)</p> <p>指定特定相談支援は、障がい者の方に適切な福祉サービスを提供するにあたり、重要な利用計画の作成等に当たるものでありますが、指定特定相談支援事業所が不足していることから、その増加促進が緊喫の課題となっております。</p> <p>このため、本市では、区地域自立支援協議会、区役所、区障がい者相談支援センター、大阪市障がい者基幹相談支援センターなどと連携して、事業所立ち上げの説明会を開催するなどの取り組みを行っております。</p> <p>また、本市として、相談支援に関して国が定める報酬単価が不十分であるとの認識に立ち、国に対して報酬引き上げ等に関する要望を繰り返し行ってきております。</p>			
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話：06-6208-8081 FAX：06-6202-6962	

番号	59. ②		
項目	行政（区保健福祉課）と各指定相談支援事業所との連携を強化してください。個人のケース記録などの情報を本人の同意を得たうえで、共有するようにしてください。		
<p>(回答)</p> <p>行政が作成したケース記録などは、市内部での意思決定の判断資料となる公文書であり、外部に情報提供を行う場合には、その都度必要最小限の情報のみをご本人の承諾を得て提供していることから、本市機関と相談支援事業所が該当資料を常時共有するには馴染まないものと考えております。</p>			
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話：06-6208-8081	FAX：06-6202-6962

番号	59. ③		
項目	<p>2015年4月からのサービス利用計画の完全実施に向けて、現在各相談支援事業所でプラン作成を進めていますが、相談支援専門員の絶対数が不足しており、とても間に合わない状況です。次年度以降も障がい福祉サービスを継続して受けるためには、当面セルフプランで行かざるを得ないとの判断を下す方も増えてきていますが、セルフプランではどのような社会資源が居住する区にあるか正確な情報を得ることが難しく、また他機関との関係も構築されていない中で、障がい当事者にとって相談支援専門員が作成するような十分なプラン作成は困難な状況です。市独自に相談支援専門員の配置を十分行うことができるよう支援策を講じてください。</p>		
	<p>(回答)</p> <p>平成27年4月1日以降に向けて、全ての障がい者の方に障がい福祉サービス利用計画の作成を行っていくためには、指定特定相談支援事業所の増加とともに、その実務を担う相談支援専門員の増員が不可欠です。このため、平成26年度より、大阪府において相談支援従事者初任者研修の人数枠の大幅な拡大が行われました。また、本市から国に対して、相談支援に関する報酬引き上げの要望等を繰り返し行っております。</p>		
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話：06-6208-8081	FAX：06-6202-6962

番号	60.	
項目	各区でろうあ者が福祉避難所で安心して避難生活ができるように、各区の担当職員を対象とした「ろうあ者のための避難所づくりの学習会」を開いてください。	
	<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、障がいがある方などの要援護者への配慮がなされた避難所づくりに向けて、地域の自主防災組織や区役所などが連携して、要援護者への相談対応体制、支援物資の提供、福祉避難室の確保等の避難所環境の配慮を含めた避難所開設訓練などの訓練や防災セミナーの実施を進めているところです。</p> <p>また、必要に応じて区役所の要請により本市防災アドバイザーの派遣による取組支援も行っています。</p> <p>なお、一般の災害時避難所では対応できない要援護者の避難生活の場を確保するための福祉避難所の指定につきましては、高齢者施設や障がい者施設を中心として、平成25年度末で合計238施設の指定が完了しています。</p> <p>また、本市職員や地域などの防災関係者への啓発につきましては、今後も、より効果的かつ効率的な手法の検討に努めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課	電話：06-6208-7380 FAX：06-6202-3776

